

平成28年 決算審査特別委員会の記録

決算審査特別委員会

本庁審査第1班（総務部、出納局、保健福祉部、
議会事務局、企画調整部）



委員長名	青木稔
委員会開催日	平成28年10月25日（火） 26日（水）
所属委員	1班 （委員）川田昌成 亀岡義尚 西山尚利 宮本しづえ 佐藤雅裕 鳥居作弥

- ・知事提出継続審査議案第43号：認定
「決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第44号：認定
「平成27年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第45号：可決
「平成27年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・知事提出継続審査議案第46号：認定
「平成27年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第47号：認定
「平成27年度福島県立病院事業会計
決算の認定について」

（10月25日（火） 総務部）

宮本しづえ委員

県税徴収率アップのため、いろいろ努力しているとのことだが、平成27年度に差し押さえを行った件数はどれくらいか。

税務課長

平成27年度の差し押さえ件数は、年度締めとなる28年5月末で4,560件であり、換価し県税に充当した金額は1億800万円である。

宮本しづえ委員

年金の差し押さえを行った件数は何件あるか。

税務課長

年金単体での集計は手元にない。

宮本しづえ委員

年金は振り込まれると預金財産になるので、年金を差し押さえた実態としてはつかみにくいと思うが、年金の支給日に預金の差し押さえを行ったものは、年金の差し押さえと推定できる。その件数は調査すればわかるか。

税務課長

年金自体の差し押さえについては、差し押さえ可能額が発生するものは差し押さえしており、年金から預金に振り込まれたものの集計はないが、年金単体の差し押さえの集計を出すことはできる。

宮本しづえ委員

委員長、その資料を欲しい。

青木稔委員長

資料として出せるか。

税務課長

集計して後日提出したい。

青木稔委員長

提出願う。

宮本しづえ委員

平成27年度は、震災復興関連で1兆1,468億円余の支出がある。成果説明書に震災・原子力災害対応分のくくりで記載があるが、項目ごとの内訳を聞きたい。

財政課長

主要な成果説明書の14ページに事業費の大きいものを記載しているが、市町村除染対策支援事業が3,170億7,200万円、災害救助費が210億6,400万円、産業復興、企業立地、中小企業のグループ補助が417億9,300万円、復興公営住宅整備事業が304億8,600万円、インフラが2,028億7,200万円、復興基金等への積み立てが3,551億500万円である。これらは予算執行説明資料の各部の該当箇所から拾った数字である。

宮本しづえ委員

一番大きいのは復興基金への積み立てだが、その次に大きいのは除染で、市町村と県を合わせた金額が3,170億7,200万円との報告だった。

除染事業に関しては、除染作業員からのまともな賃金が払われていないという相談が非常に多い。ほとんどの方は1万円ももらっていない。労働局は、最低賃金を払っていれば違法ではないと言う。平成27年度の最低賃金は705円なので、時給でその額を払っていれば違法ではない。27年度の設計単価では、一般作業員で1万6,300円を予算計上しているが、実際はその5～6割程度である。除染は一つの公共事業と見るべきで、支払いがきちんとされる仕組みを考えるべきなのではないか。

県の施設である福島北警察署と官舎の除染事業の証書類を見ると、最初の段階で2,061万円の契約で労務費は530万円、

おおむね26%が労務費として払われていることになる。設計単価では、普通作業員でも1万6,300円で設計しているが、実際には払われていない。適正に払われるようにするためには、公共事業にかかわる公契約制度のようなものを入札監理課で検討すべきではないか。

約3,200億円の4分の1が労務費だと考えると800億円、その4割と考えると300億円超の金が、中間マージン、多重下請構造の中で消えてしまっている。災害救助費210億円、復興住宅建設費305億円、この金額に匹敵する金が途中でなくなって、実際には作業員に支払われていない。国の直轄事業もあり、県内で行われた除染事業全体では、ほぼその倍の金額になると思う。

これだけのことが起きているのに無関心でよいのか。公共事業にふさわしい、末端の労働者にきちんと賃金が支払われる仕組みをつくるべきではないか。除染はこれからも続くと思うが、入札監理課ではどのような検討をしたのか。

入札監理課長

公契約条例については、これまで議会での質問に対し、最低賃金法を初めとした法制度、最低条件のところで担保されていると答弁してきた。

除染に関して、県の条例等でそこまで網羅するのはなかなか厳しく、除染が今、非常に人手不足の中で行われていて、作業もなかなか進まない状況にもあるので、公契約条例で解決できる規模ではないと考えている。

青木稔委員長

これは前から出ている問題である。労働委員会や生活環境部で担当している内容だと思うが、このような意見があることについて、部長も検討するよう私からも要望しておく。どのような体制で行くのか部長の考えはあるか。

総務部長

除染については、これまでの委託から公共事業と同じような仕組みに変え、契約書や誓約書の提出を求める等、いろいろ改善してきている。それらが確実に行われるよう各部局と連携して取り組みを進めているが、今指摘の点も伝え、連携しながら対応していきたい。

青木稔委員長

よろしく検討願う。

宮本しづえ委員

きちんとやってくれと言っただけでは、実際はうまくいかないと思うので、もっと有効な対策をとるべきだと述べておく。

平成27年度は、原発の問題をめぐって福島県内では、推進勢力とこれに反対する立場のさまざまなせめぎ合いが起きた1年だった。大きな転換点になったのは、自民、公明が5月に出した、復興の加速化に向けての第5次提言だったと思うが、県は、この第5次提言をどのように受けとめ、知事を先頭にどのような対応を行ってきたのか。

政策監

昨年5月の提言は、集中復興期間が5年で終わるので、次の5年の財源をどうするのか、今後の避難地域のあり方をどうしていくのかという観点での提言だったと記憶している。

復興・創生期間に必要な財源として、国といろいろ協議し、昨年6月には知事を先頭に政府予算対策も行き2.3兆円プラスアルファの金額を確保した。プラスアルファの部分は、イノベーション・コースト構想の部分である。

財源の確保を図りながら、避難地域の今後のあり方の議論の経過を踏まえ、その都度必要な部分の復興を進めてきている。

宮本しづえ委員

第5次提言とそれに基づく改訂復興指針の中心は、帰還困難区域を除いて、平成29年3月までに避難解除する、精神的な賠償、生活費の追加分の月10万円の賠償は、その1年後の30年3月で基本的には終了ということだった。

県は、インフラや大型事業についての予算確保には一生懸命頑張るが、仮設や借り上げ住宅入居者への支援額はそんなに大きいわけではなく、本当はもっときめ細かいソフト事業に金を使うべきだった。

浜通りでは、要介護者がふえているのに、介護者、人手がなく、開設できないでいる施設がある。国がだめと言うなら、県が独自の金を充てていかなければ、浜通りは復興できない。避難者は生活再建できない状況に置かれている。

そういう視点で支出構成を見ると、不十分ではないかとの感が拭えないが、そのことについて、総務部はどのような所感を持っているか。

政策監

復興は、ハード、ソフト両面で進めなくてはいけない。先ほど述べたのはあくまで総枠の話であり、その都度必要な部分を国に求めながら、毎年度予算確保している。

ハードの部分はどうしても金額がかさむが、避難者支援、避難地域の農業、商工業の再生は非常に重要なので、国と話をしながら予算確保を図るなど、必要の都度それらソフト部分にも力を入れて取り組んでいる。

宮本しづえ委員

もっとそういう部分に充当すべきであり、今後の財政運営に当たっては、そのような配慮をすべきだと述べておく。

私学助成について聞く。私学振興法では、私学の運営費の2分の1は、補助金で出すこととなっている。資料には定額分との表現があるが、補助の基本的な枠組みはどのようなになっているのか。

私学・法人課長

基本的には運営費補助一般分で、原則的に2分の1を目標に出す。ただ、学校によって運営費の充て方、経費の使い方はさまざまなので、ある程度標準的な運営経費を見て、それに応じて、各学校に2分の1レベルが出るように努力している。

個別のさまざまな取り組みに対しては、それに加えて、取り組みに応じた補助をしており、場合によっては2分の1を超えるところもあるかもしれない。

宮本しづえ委員

2分の1を超えるところもあるとの話があったが、法人からは、とても2分の1にならないとの声をたくさん聞く。高校の組合が、県立高校と私学の運営費に対する補助額を比較した資料を見ると、私学の1人当たりの補助割合は、県立の3分の2くらいと圧倒的に少ない。その分は、結局保護者負担になる。

運営費に入れば補助金が出すと言えば、安心して運営費に計上すると思う。保護者負担の割合は私学と県立では大きく違い、私学の保護者負担は大きい。その解消は行政の役割である。学校がこれだけ運営費がかかると申請すれば、県はその2分の1を出すと理解してよいか。

私学・法人課長

学校からの申請に対して、経費全ての2分の1を必ず出すわけではない。学校ごとのバランス、学校によって同じものでも使い方が違うので、そこは標準的に抑える部分があるが、教育に必要な経費は、基本的に2分の1まで助成する原則で努力していきたい。

青木稔委員長

私学大会で決議して、2分の1補助の要望が来ていると思うが、全体的には何%の補助率で、全国的な順位はどうなっているか。

私学・法人課長

私立学校の全体経費の何割、全国順位という捉え方は難しい。子供1人当たりの単価では、高校の場合、全国上位一桁台である。

青木稔委員長

検討課題として宮本委員から話があったので、検討しながら対処願う。

宮本しづえ委員

他県からの職員受け入れ、市町村への派遣実績の数字が資料にあるが、要請数に対してどうだったかの記載がないので、その数字を聞きたい。

職員の過重労働は解消されていないと認識している。平成27年度の職員の長期病休の実態、精神科とそれ以外の病気を区分した一覧を提出できないか。

行政経営課長

平成27年度の自治法派遣職員数は、206名の要請に対し199名で、充足率96.6%である。

市町村行政課長

平成27年度の市町村への自治法派遣の充足状況だが、総務省派遣スキームでは、78名の要請に対し64名である。ほかのいろいろな派遣スキームを合わせた全体では、派遣の充足率は91.7%である。

人事課長

知事部局職員の長期病休者数だが、病気休職者と30日以上病気休暇取得者を合わせた人数は156名で、そのうち精神疾患の人数は106名である。

宮本しづえ委員

市町村への派遣も、要請の9割くらいは充足したと考えてよいのか。総務省の枠組みとそれ以外の部分を足した数は325名になると思うが、数字の違いについて聞きたい。

市町村行政課長

派遣スキームは、総務省から照会があり、全国の自治体に要請してくるパターン、福島県が任期付職員として派遣するパターン、復興庁の職員を派遣するパターンといろいろある。それら全体で、338名の要請に対し310名派遣しており、充

足率は91.7%である。

川田昌成委員

ふるさとふくしま応援寄附金の収入未済金について、前年度からの流れを含め聞きたい。

税務課長

ふるさとふくしま応援寄附金は、平成20年度に創設され、24年6月30日までは寄附者からの申し込みがあった時点で調定を行っていたため、申し込み後に寄附がなかった場合には収入未済となっている。24年7月1日以降は、寄附を確認した時点で調定することとしたので、その後は収入未済が発生していない。

寄附という性格上、申込者に催促などはできないので、5年の時効完成後に不納欠損にしている。

川田昌成委員

平成27年度の寄附は何件あったのか。

税務課長

受入額は平成27年度5,675万1,000円、26年度は5,252万6,000円である。

川田昌成委員

件数を聞いている。

税務課長

平成27年度は815件である。

川田昌成委員

12月5日に私の友人がフランスで写真展を開くが、フランスでは福島、原発の話など全く知らないとのことだった。福島県の未来のために800人超、5,000万円の寄附があることはありがたい。福島県内の方々、福島をふるさとにしている方々と交流、意思の疎通を持ち、福島県に対する思いを強くしてもらい、遠く避難している人たちに安心感や、福島県の将来像を伝えていく戦略が必要だと思う。

平成27年度には積極的な施策を行い、現在も発信しているとのことだが、寄附した方に対しては、どういう対応をしているのか。

税務課長

礼状や県のパンフレットをタイムリーに送付するなど、本県に対する温かい気持ちを大切にしていこうと対応をとっている。

川田昌成委員

今、市町村がふるさと納税で、ふるさと産品を競っていることが、ある意味問題になりつつある。県としては、金をかけるのではなくきちんとしたスタンスで、県人や寄附してくれた方が誇りを持てるような、心のこもったお礼の仕方があるのではないかと思いますので、今後の対応を要望しておく。

鳥居作弥委員

他県、独立行政法人等からの受け入れ総数は、平成27年度実績で213人とのことだが、その中で、民間の受け入れは、丸紅（株）からだけという認識でよいか。

行政経営課長

平成27年度の民間、独立行政法人からの受け入れ人数は、丸紅（株）を含めて14人である。

鳥居作弥委員

民間と独立行政法人の内訳を聞きたい。

行政経営課長

民間からは4人受け入れている。

鳥居作弥委員

全て丸紅（株）からの受け入れか。

行政経営課長

丸紅（株）、KDDI（株）、JR東日本、（株）ANA総合研究所である。

鳥居作弥委員

民間の中でも先進的な経営活動をしているところから受け入れたことの成果、もしくは受け入れる前段で何か目的があって受け入れたのか聞きたい。

行政経営課長

民間での経験によるノウハウを復興関連業務に生かしてもらうこと、復旧・復興の業務量は増大しているのでの確に携わってもらうことが目的、効果と考えている。

鳥居作弥委員

復旧・復興には民間の英知を積極的に取り入れ、民間と行政が一体になって総合力で携わっていかねばいけない。予算を見ると、金がかかっているのは丸紅（株）だけのようである。いろいろな方を活用し、総合力で復旧・復興に邁進していきたいので、できる限り民間の英知を取り入れるよう願う。

宮本しづえ委員

財源の確保には、賠償金をしっかり払ってもらうことが重要である。平成27年度までに県が請求した金額と支払われた金額を聞きたい。

また、市町村分についても把握していれば聞きたい。

財政課長

平成28年3月31日時点では、請求総額が110億1,134万3,000円、支払われた額は39億8,248万9,000円で、支払い率は36.2%である。

市町村財政課長

市町村等への賠償の支払い状況だが、今年度7月31日現在の一般会計、企業会計を合わせた請求額は約876億円、支払われた額は約158億円で、支払い率は18.1%である。

宮本しづえ委員

市町村への支払い率は、県の半分である。請求に対しての対応が悪い印象があるが、なぜ支払われないのか。どこがネックになっていると県では認識しているのか。

財政課長

今述べた数字は県の一般会計分であり、事業会計は支払いが相当進んでおり、直近では、病院事業会計99%、下水道会計62%、企業会計99%である。民間事業者のように事業との因果関係がはっきりしているものは、東京電力も整理がしやすいため、企業会計等については支払いが進んでいる。

一方、行政経費については、例が余りないので検証に時間がかかっているが、今年度に入り相当支払いは進み、現時点の一般会計分の支払い率は53.8%と支払いは加速している。

市町村財政課長

市町村への支払いが進んでいない理由は、今、財政課長が述べた状況のほか、量が膨大で、関係書類の提出に当たり市町村職員の手がなかなか回らない状況もある。また、東京電力の現場判断に本社の確認が必要なため時間がかかっていることもある。

市町村の賠償が進むよう県も支援しており、県が先行して東京電力と交渉し、成果を市町村と共有するとともに、東京電力との協議の場を設けるなどしてきた。

引き続き市町村と協力しながら、賠償請求が認められるよう取り組んでいきたい。

(10月25日(火) 出納局)

宮本しづえ委員

出納局長の説明で、物品調達について適正に執行したとの報告があった。障がい者団体や組織から優先的に物品調達して、障がい者団体の育成を図る法律があるが、その法律に基づき、県としてはどのように執行したのか。

入札用度課長

委員指摘のとおり、障害者優先調達推進法がある。直接的には保健福祉部の担当だが、出納局としては法の趣旨に基づき、障がい者就労施設や授産施設等からの調達を行っている。

平成27年度の出納局の実績は、契約件数が2件で契約金額が2,214万円ほど、出納室も合わせた県全体では、契約件数が3件で契約金額が2,339万9,928円である。購入内容は花の苗、作業服等である。

宮本しづえ委員

どこから調達したのか。

入札用度課長

社会福祉法人あぶくま福祉会から花の苗、社会福祉法人福島縫製福祉センターから作業服を購入している。

(10月25日(火) 保健福祉部)

宮本しづえ委員

避難者に対する生活支援相談員の事業について、200人から400人にするとの目標で取り組んできたと思うが、平成27年度の実績は何人か。

社会福祉課長

生活支援相談員の人数は、平成28年3月1日時点で278名である。

宮本しづえ委員

200人を400人にする目標だったが、思うように人が集まらなかったのだと思う。

9月の要望聴取会の際、県の社会福祉協議会からもこの事業について要望があった。承知のとおり、これは単年度雇用である。翌年度本当に雇ってもらえるか不安があり、なかなか応募がないため、人員の確保に非常に苦労しているとの話だった。

避難が長期化してきているので、相談内容が非常に複雑化し多様化してきている。それなりに熟練した人材が求められていることから、単年度で入れかわり立ちかわりで事が済む事業ではなくなってきており、長期的なスタンスで人材を確保し、育成する観点が必要ではないか。

県の事業なので、雇用形態の見直しも含めしっかり人員を確保できる取り組みがなぜできないのか理解できないが、単年度雇用にしなければならない理由はどこにあるのか。

社会福祉課長

避難者見守り支援事業であるが、県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会の行っている事業に対して、県が財政的な支援をするため補助している。この補助金の財源は国の総合交付金であり、承知のとおり毎年財源が確保されている。

各市町村社協や県社協を回って実態を聞くと、やはり雇用に対する不安があり、長期的な雇用がなされていないことが非常にネックになっている。ことしも6月に知事を筆頭に、部長が国に対して長期的な雇用ができる制度に改めてほしいと要望している。

来年度の概算要求を見ると、ことしと同程度の額で総合交付金の要求がなされているので、来年度も同じような事業が展開できると考えているが、ぜひ基金化できる制度になるよう、国に引き続き要望していきたい。

宮本しづえ委員

本来、これだけの避難者を生み出した責任が一体どこにあったのかを考えると、国が金で縛りをかけて、単年度でなければだめだと言っている場合ではない。総合交付金事業とのことだが、基金事業にして継続的にやる方法はとれないのか。

保健福祉部政策監

社会福祉課長から述べたとおり、この見守りは大事な事業であるため、毎年の予算確保については最大限努力してほしいと県でも要望している。それにあわせて、長期的な雇用がないと引き続き安心してもらえる支援ができない現場の事情もるる述べている。

道としては、2つあると思っている。

一つは、国において、交付金の形で単年度の予算措置はするが、継続雇用できるよう実際の交付要綱である程度条件を緩めてもらう方法である。

もう一つは、交付金の形ではなく、一旦県に金を入れ、基金として積み立てることが可能であれば、その基金がある程度継続される限り雇用を続けることができると我々も思っており、そこは何度も国に対して述べている。

来年度の概算要求の中で、予算措置はほぼされると思っているが、運用についてももう少し緩めてもらえないか、引き続き国に対して強く要望していきたい。

宮本しづえ委員

そこは頑張って、国としての加害責任をしっかりとってもらわなければならないとの立場で、ぜひよろしく願う。

次に、心のケアセンターと子供の心のケアは非常に重要な事業になっていると思う。心のケアセンターの委託費がだんだん少なくなってきたとの指摘が現場から聞こえてくるが、平成27年度で委託費が減ったということはないか。

障がい福祉課長

心のケアセンターの平成27年度の事業費については、当初予算は5億円余りあったが、精神保健福祉士や臨床心理士といった専門職の雇用について、当初予定していた人員が確保できなかったこともあり、約4億3,000万円となった。雇用できなかったことによる減であり、実績ベースでは減っていない。

宮本しづえ委員

縮小の方向ではなく、人員が確保できればそれに見合った支援はできるとの理解でよいか。

障がい福祉課長

被災者の心のケアについては重要であると認識しているので、縮小が前提ではないが、震災から5年が経過し、心のケアの相談件数やサロン活動は、減少してきている。

一方で、市町村職員や生活支援相談員などいわゆる支援をする方に対して、心のケアセンターが支援する活動はふえている。5年が経過して、被災者の状況もそれぞれ変わってきている。例えばアルコールの問題や鬱の傾向など、一人一人の問題が多少重くなっていることもあり、件数は減っているが、1人にかかる時間はふえてきている。

そういったことで、縮小が前提ではないが、被災者の状況に応じた形での一部見直しは、当然必要になってくると思っている。これまでも活動してきた市町村の保健師、あるいは保健福祉事務所、精神保健福祉センターの役割をもう一度しっかりと考えながら、心のケアセンターが担う役割がどのようなものかも含めて、今後取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

まだまだ継続が必要な事業で、縮小ではないとのことなので、むしろ今述べたように、個々が抱える課題は複雑化し多様化している。特に心の病的な状態を抱えてしまった人は、ますます深刻になってきているので、一層の支援が必要との視点で、ぜひ財政的にも確保してもらいたい。

それで、今のそうした支援とあわせて考えなければならないのは、避難地域の医療や介護施設、障がい者の施設がどの程度復旧してきているかである。復旧のための補助金もこの決算の中にかかり入っていたが、一覧のようなものはあるか。医療、介護、障がい者施設の避難地域の復旧状況がどうなっているかという資料があれば、提出願う。

部参事兼地域医療課長

避難地域における医療機関の稼働状況であるが、ことし8月1日現在で病院が6施設のうち5施設が休止で、実際に継続しているのは1施設のみである。診療所は、内科診療所は48施設のうち37施設が休止、歯科診療所は19施設のうち16施設が休止という状況で、数は把握しているが、一覧としてまとめたものはない。

部参事兼高齢福祉課長

介護関係の施設であるが、ことし3月末時点で9施設、特養施設が南相馬の施設も含めて4施設、介護保険施設が2施設、介護老人保健施設が2施設、グループホームが1施設、休止中である。

障がい福祉課長

障がい者支援施設の復旧状況について、一覧は用意していないが、主なものを若干説明する。

相双地域における障がい福祉サービス事業所の再開状況について、いわゆる在宅障がい者の介護を行う介護事業所、グループホーム、就労施設、入所施設といったものがある。

まず居宅の介護事業所については、震災前に22施設あり、9月末現在11施設で継続または再開している。グループホームは震災前に10施設あり、7施設が継続または再開している。就労施設等の障がい福祉サービス事業所は、震災前には25施設あり、19施設が継続または再開をしている。障がい者の入所施設は、震災前には6施設あり、6施設全てが継続または再開をしている。

宮本しづえ委員

各施設の名前までは多分難しいと思うが、少なくとも医療と介護と障がい者とを分けて、震災前の施設数と平成27年度末までに継続あるいは復旧した施設の件数だけでも、それぞれ一覧にしてもらいたいが、どうか。

保健福祉部政策監

今説明した案件について、一覧で施設ごとにわかりやすいものを準備し、委員長に別途提出する。

青木稔委員長

よろしく願う。

宮本しづえ委員

決算の中で、施設整備の部分で繰り越しが出たり、不用残が出たりというところが結構あると感じている。施設ではそれぞれに待機者がいて、本当は施設整備が急がれるが、なかなか思うようにかみ合わないことがあるのか。

先日、介護施設の方々と懇談した際に、特養の待機者はたくさんいるが、国は今、どちらかというと小規模多機能型の施設に補助金をつけて、余り規模の大きいものについては認めない傾向があるのではないかとの話があった。

事業者にしてみると、小規模だと採算がとれず、赤字になるからやりたくない。だから実際には待機者がたくさんいるのに、なかなか施設整備が進まないミスマッチがあると思う。特に高齢者施設のところで、小規模多機能は福島でも手を挙げる人がいないとの話があり、やはり打開すべき問題だと思う。

この点について、県はどう考えているか。

部参事兼高齢福祉課長

国では、医療介護総合確保基金に基づき施設整備に対して支援をしているが、小規模施設ということで、定員が29名以下の施設に対して補助するとしている。

本県としては、29人を超える30人以上の広域型施設も必要であるため、これについて、介護保険事業支援計画に基づき、市町村の計画的な整備に対して1床当たり幾らという形で補助している。

同じレベルでやっているため、規模が小さいとなかなか採算が合わないとの話もあるが、小規模は小規模なりに介護職員がそれなりに担保されているし、大きくなればなるほど、80人以上であれば事業者としては採算がとれると言うが、県としてはそれに対しても当然支援しているので、その辺の状況に応じてバランスをとってもらい、事業者と市町村で計画的な整備を依頼している。

宮本しづえ委員

県としてはそういう考え方を持っているが、国は小規模を中心に補助するとしている。国は補助しないのに、県は補助することがあるのか。

部参事兼高齢福祉課長

具体的に述べると、小規模の介護施設については、1床当たり427万円の補助がある。30床以上の広域型の施設については、1床当たり300万円の補助に現在県で上乗せをして、被災地については350万円、被災地以外については330万円の補助を行っている。

宮本しづえ委員

今のはどう理解すればよいか。国が427万円で、県がそれに上乗せをしているという意味か。

部参事兼高齢福祉課長

上乗せではなく、29床以下については、国の基金により1床当たり427万円の補助がある。30床以上の広域型施設については、県単で300万円の補助があり、今のところそれに上乗せして330万円なり350万円なりの支援をしている。

宮本しづえ委員

いずれにしても事業者は、採算がとれなければ幾ら補助金があったとしても、なかなか手を出さない。

かつて特養の整備が始まったころ、大体50床で始まったが、やはり30床追加して大体80床だった。その後、個室がユニット型になって随分施設整備が変わったが、それでもある程度の人的な配置、職種などもフルセットで整備しなければ実際には受け入れができないため、事業効率のよい運営の仕方となると、どうしても人数の多い施設でないとうまくいくことはあると思う。

県独自にはなかなか難しい面があるかもしれないが、幾ら計画をつくっても手を出す人がいなくては進まない。国にそこはしっかり求めて改善すべきと思うので、ぜひよろしく願う。要望とする。

次に、甲状腺検査についてである。

9月定例会でも、甲状腺検査について、このまま維持、継続してほしいとの意見書が上がったばかりである。これは当然だと思う。

そこで、平成27年度の甲状腺検査の結果を聞く。特に2巡目で甲状腺がんだと診断された事例の中で、1回目の検査がA1あるいはA2判定で、二次検査は必要ないとの診断を受けたが、2回目でがんが発見された事例は27年度でどれくらいあるか、把握していれば聞く。

県民健康調査課長

甲状腺検査については、平成27年度は本格検査1回目の2年目となる。受診率は70.2%で、先行検査に比べて約10%落

ちている。

1 巡目の検査がA判定で2巡目がB判定だった方の数は、3月末現在のものは今手元にはないが、6月末現在では59名中54名である。

原因については、検討委員会の中で毎回質問が出て、実際に検査を担当している県立医科大学から説明があるが、検査の精度が100%でないこともあり、1回目で見つけることができなかつた可能性もあることと、小児甲状腺については育ち方や進度がよくわからないこともあり、もう少し多くの例を見ないと確かなことは言えないとのことである。

青木稔委員長

宮本委員に述べる。きょうは決算審査委員会であるので、審査内容にあった報告に関する質問を願う。

宮本しづえ委員

これは県立医科大学にも努力願ひ、原因究明を引き続きやるべきだと思う。そうでないとやはり不安が解消されない。すぐに結論が出る問題ではなくても、原因究明はぜひ進めてもらいたいのので、この点についてよろしく願う。

次に、きのうの病院局の審査で、特に矢吹病院の平均の在院日数が結構大きく減っていて驚いたが、全国並みになったとの話だった。

問題は、精神科で長期入院していた方が地域に戻るための受け皿の整備が、どのように進んできているかである。退院に当たっては、無理のないようにさまざまな審査や支援をしているとのことだったが、地域の受け皿整備は本当に進んでいるのかと大変気になる。

その点について、障がい福祉の分野においてどのように、例えばグループホームが本当にふえてきているかなど、平成27年度はどの程度進んだか。

障がい福祉課長

平成27年度のグループホームの整備状況については、国の社会福祉施設整備事業の補助金を活用し、会津地方に定員5名のグループホームを1施設整備した。

27年度のグループホームの定員は1,962名で、計画で示している27年度の見込みが1,980名であり、見込みに対する定員は99.1%となっている。ただし、これは障がい者の地域移行のためのグループホームなので、精神科に限らず、身体、知的、そういった障がい者全ての数ということで理解願う。

青木稔委員長

宮本委員に述べる。

本日は決算審査の委員会であるので、資料のどこの部分かを述べて質問願う。

宮本しづえ委員

承知した。

この数は、やはり圧倒的に足りない。施設から在宅という流れが強まってきており、退院が相当進んでいくと思うので、受け皿づくりにはもっと本格的に取り組む必要があることを指摘しておきたい。

次に、国保の事業についてである。

国保の広域化が間もなく本格的なスタートになるが、成果説明書の90ページに、国保の事業者に対する助言指導をしているとあった。これは、どのような助言指導を行ったのか。

また、平成27年度は広域化に向けてどのような取り組みが進められたのか。

国民健康保険課長

市町村に対する助言指導だが、59市町村の中から、国保の収納率が余りよくない市町村等を選び、なぜ国民保険税の徴収率が少し悪いのか、ほかの市町村と比べてどうかなど、実際に現場で活動している市町村職員に状況を確認し、例えば先進的な市町村ではこのような事例があるといったことをアドバイスしている。

また、国保の広域化についてであるが、委員承知のとおり平成30年4月から、国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県となる。30年度から県も保険者となって市町村と一緒に国保事業を運営していくことになるので、27年度については、市町村との協議の場を3回設け、例えば、今市町村がやっている国保の事務事業の中で、どのような事業が効率化できるか、標準化できるかについて協議を行った。

宮本しづえ委員

助言指導であるから、収納率が悪いところを中心に助言したり指導したりするのだと思う。

国保の滞納世帯に対する差し押さえ件数の割合について、都道府県単位で出ている資料を見て驚いたのだが、本県の滞納世帯数に対する差し押さえ件数の割合が、全国平均の2倍ぐらいになっており、非常に件数が多い。これは広域化に向け、収納率を上げるよう県の強力な指導があって、取り立てがかなりきつくなっているのではないかという感じがしなくもない。

その中で特に、年金が差し押さえられる事例も起きているので、福島市に対し平成27年度に年金を差し押さえた件数を聞いたところ、112件あるとのことで、金額では700万円を超えていた。平均すると1件当たり7万円弱の金額を差し押さえていることになる。

大した金額でない年金が差し押さえられることは、生活に直結する問題である。これは税方式をとっているため、国税徴収法にも違反するかもしれない問題である。それくらいの事態が起きているのではないかと思うので、収納率の強化だけを指導すると、非常にゆがんだ問題が発生してくる危険性があると思う。

そういう実態について、県はきちんと把握しているか。

国民健康保険課長

市町村への指導助言の中で、件数や金額とともに、どのような徴収をしていて、例えば差し押さえをしている市町村はどのような差し押さえをしているかの状況も把握している。

国民健康保険税はあくまでも税であるので、国税徴収法に基づく差し押さえができるが、法律では差し押さえができない範囲もあるので、そこは各市町村が法律に基づいて適正に判断して差し押さえをしていると考えている。

宮本しづえ委員

それは、しているものだろうとの推測にすぎず、本当にわずかな年金から差し押さえがされている可能性がある。例えば国民年金は満額でも6万5,000円～6万6,000円程度かと思うが、そのうち3万円や4万円が差し押さえられたら、最低生活もできない。そうした実態が本当にならないかも含めて実態調査をする必要があると思う。

また、広域化に向けては、やはり収納率を上げることが強調される嫌いが全国的にもあると思う。県は今度事業者となるため、そうしたゆがみを引き起こさないよう、国保事業の健全な事業展開ができるよう指導していくべきだと思うので、十分に留意して取り組んでもらいたい。広域化になる前に、そうした実態をしっかりつかみ、必要な是正の指導も行ってもらいたい。

佐藤雅裕委員

調査資料の34ページについて、上段のほうの委託料は、県民健康調査に係る不用額との説明だったと思う。予算額に対して不用額が大体1割という状況だが、どのような分析をしているのか。

県民健康調査課長

34ページの委託料は、医務費の中の委託料の額である。

4億3,800万円のうち、県民健康調査分が約3億円弱ある。その主なものとしては、甲状腺検査や健康診査に係る受診者の見込み数に対する減である。また、ホールボディーカウンター検査の受検者の見込み数に対する実績数の減となっている。

佐藤雅裕委員

それで、成果説明書の71ページになるのか。

72ページの上段に、基本調査や甲状腺検査の受診率として81%だとか70%だとか、その下にもさまざまな審査や調査に関して、結局これは、もともと想定していたニーズに対してこれだけいけないということだと思う。県民健康調査は、福島でやり続けていかなければならないとの前提で進めていると思うが、こうした実態になっていることに対し、どのような対策をとったのか。

県民健康調査課長

まず一番大きいのが甲状腺検査である。甲状腺検査については、当初、1年間で12万3,000件と見込んでいたが、約3,000件減の12万件となった。

要因としては、特に、年代別に見て18歳以上になると、学校検査ではなく実際に医療機関や公共施設に行ってもらうことになるため、かなり落ちた。具体的には、18歳以上になると受診率が20%台で、それ以外の年代が8～9割で、急に落ちている。

そのため県としては、身近な医療機関をなるべくふやすことと、特に高校生に対する説明の充実等を図っており、昨年度から、要望があれば実際に医師が学校に行って直に生徒に対して説明をする事業もある。

また、健康診査についても、12月時点の見込みと実際の3月の数字がかなり違っている。これはやはり健康診査が始まって5年が経過し、そういったものに対する意識が徐々に薄れているのではないかとのことである。

ホールボディーカウンターも5年になり、全体的に見ると、やはりかなりニーズが減っているのではないかということもある。

佐藤雅裕委員

まさに、今説明したことが現実なのだと思う。

これは決算なので今後の話はまたあるのかもしれないが、平成27年度が終わって5年が経過し、ニーズが随分変わってきていると思う。甲状腺のような、本当にやっつけなければならぬものはやらなければならない。基本調査にしても、この時点で27.5%で、もうこれ以上上がらないと思う。

今後の話になってしまうが、予算執行の中で、ある意味そうした実態に合わせ、意識して変えるところは変えていかなければならないと思う。

ホールボディーカウンターについても、まだ県内で実施している市町村は随分多いと思うが、多分もう意義が伝わっていないのではないかと。1～2回検査し、検出されなければ安心してしまいう状況だと思うが、本来そういうものではないものもあると思う。

そのため、そういったところに対するこれからの方向づけをしっかりとってもらいたい。

また、調査資料42ページの母子父子寡婦福祉資金について、貸し付け見込み額が減ったとの説明だったが、余りにも不用額が大きいと、これに対してどのように分析しているか聞く。

児童家庭課長

特別会計は、一般会計とは少し趣を変えて、特別な仕組みになっている。

歳入は、これまで貸したものが返ってきた、償還されたものプラスこの資金を始める際に8億円程度の前金をもって貸し付けが始まったが、毎年幾らかずつ貸し付けはあり、残ったものを歳入として一度受け入れている。

今回の貸付金は平成27年度に実質貸したものであるが、歳入と歳出を同額とする特別会計の特別なルールがある。

言い方を変えると、貸し付け枠という考えで理解してもらいたい。当初4億円ほど貸す予定だったわけではなく、今まで基金に積んでいる分、特別会計で持っている分について、これだけは上限で貸し付けられるということで予算を組んでおり、実質の貸付額は7,900万円となっている。

。

川田昌成委員

部長説明にあった地域包括ケアシステムについて、各市町村における地域包括ケアがこれからの高齢化社会における福祉対策の一環ではないかと受けとめているが、平成27年度に実施した地域包括ケアの総体的な概要を説明願う。

また、恐らく各市町村においては種まきの時期で、これからなのだろうと思うが、27年度の地域包括ケアの状況を聞く。

部参事兼高齢福祉課長

地域包括ケアの取り組みであるが、介護保険制度の中でさまざまな事業をやって、地域包括ケアシステムを構築するのが基本的な考えである。

県としては、平成27年度、地域包括ケアシステムを構築するための体制支援で市町村に対する補助金を準備し、1事業当たり150万円を上限に、26市町村39事業に交付して体制づくりを担ってもらった。

そのほか、首長たちに地域包括ケアの理念を理解してもらうことが大事であるから、大学の先生を呼んでトップセミナーを2回開催し、首長及び担当課長たちに対して研修を行った。

それから、医療と介護の連携が重要であるため、県中圏域と県南圏域において、病院から退院する要介護高齢者が在宅生活にうまくつながるように、病院とケアマネージャーとが連携する退院調整ルールを策定し、それを今実行している。27年度は県中、県南で行ったが、今年度は県内全域で実施しようと現在取り組んでいる。

もう一つ、認知症施策の推進ということで、基本的に平成30年4月までに市町村において認知症初期集中支援チームとあって、早期対応が必要な方に対して医師や専門職を派遣し、実際に自宅を訪問していろいろな対応を行う初期集中支援チームを設置し、さらにさまざまな相談に当たる地域支援相談員を設ける必要があることから、それについて県としては研修費用等を準備し、市町村に対して人の配置を依頼している。

また、生活支援・介護予防サービスの充実も必要ということで、実際に高齢者の社会参加や社会的役割を持つことが生きがい対策や介護予防につながるため、サービスを創出したり担い手を育成したりする生活支援コーディネーターを、市町村ごとに配置するよう国が定めており、その方に対する研修を実施している。

そのほか、地域ケア会議の推進ということで、地域包括支援センターの中で、高齢者に対するケアマネジメントや市町村に対する政策提言等を行う体制づくりを目指し、市町村職員、地域包括支援センター職員に対する研修を昨年度から実施している。

川田昌成委員

福祉の概念はいろいろな分野に分かれて、縦横がうまく合致していないので、縦割り行政的で、しかも国、県、市町村の意思の疎通がうまくいっていない感じもする。それはそれで事業の展開であるから、今後さまざまな施策を行いながら、次年度にまた繰り越してやってもらうと思うが、特に先ほど部長説明にもあったように、全国に誇れる健康長寿の県づくりという一つの大きなテーマの中で、高齢化社会にしても、これからの子供たちの育成にしても、食育にしても、総体的にそういう誇りを持って、今特に注目されている我が福島県としては、そういう大きな柱のもとで施策を展開していかなければならないと思うので、できるだけ縦横の、あるいは斜めを見ながら構築してもらえればありがたい。

保健福祉部長

委員指摘のとおり、ことしの4月に異動してきて以来、縦割りが結構あると感じるので、県民が見てわかる、しかも生きがいを感じられる社会づくりを根底に置きながら、力を入れてよい県にしていきたい。

川田昌成委員

よろしく願う。

(10月26日(水) 議会事務局)

宮本しづえ委員

平成27年度における文書開示請求は何件で、開示、非開示はそれぞれ何件か。

総務課長

開示請求は12件で、全て開示している。

(10月26日(水) 企画調整部)

宮本しづえ委員

企画調整課で復興関連基金を管理しているが、平成27年度の各基金の出入り及び用途についてどのようになっているか、残高の一覧を提出願う。

企画調整課長

企画調整課においては、原子力災害からの復興基金と中間貯蔵に関する基金がある。これらの平成27年度時点での最終的な基金残高の資料を後ほど提出する。

青木稔委員長

よろしく願う。

宮本しづえ委員

成果説明書の29ページであるが、平成27年度も避難解除に向けたさまざまな協議がなされてきている。

檜葉町でも地元の協議が20回以上重ねられてきたが、この中でどのような意見が出されたと認識しているか、主なものを聞く。

また、檜葉町は去年の9月5日に避難が解除された。その中の意見にも出ていると思うが、檜葉町は福島第二原発の所

在地でもあり、この第二原発の廃炉が今もって明言されていないことに対する住民の不安は非常に大きい。1年たってもまだ1割にも満たない状況で、やはり原発の全基廃炉をきちんと明言していないことも、帰還できない理由の一つになっているのではないかと。

県内原発10基の廃炉は、オール福島要求である。ここがやはり福島の復興の出発点で、復興の大前提になると思う。9月定例会でも求めたが、今もって東京電力が明言していない。先日の国会審議でも、経済産業大臣はそれは事業者が決定する問題であると言っている。このようなことで本当に本県の復興が進むのかと考えざるを得ない。

県としても、事あるごとに第二原発の廃炉を求めてきたと述べている。それならば、少なくとも第二原発の所在地である檜葉町の避難解除に向けては、第二原発の廃炉が避難解除の条件だということぐらいは言うべきだったのではないかと。この点について、県としてはどういう位置づけで第二原発の廃炉を求めてきたのか。特に檜葉町の避難解除との関連で、きちんとそれを求めていくチャンスであったと思う。そういう機会を生かし、原発ゼロ、全基廃炉に本気になって取り組んできたかが県政に問われていたと思う。

そういう点で、避難解除との関係で、第二原発の廃炉をどう求めてきたのか。

エネルギー課長

東京電力福島第二原発を含めた県内原発の全基廃炉については、委員指摘のとおりこれまでも、知事が国及び東京電力に対して、機会あるごとに強く求めてきた。

県としては、復興の基本理念として、原発全基廃炉を前提とした原子力に依存しない社会づくりを掲げていることから、今後も引き続き県民の強い思いである県内原発全基廃炉について強く求めていきたい。

宮本しづえ委員

その程度の要望でよいのかと言いたい。

平成27年度も避難解除に向けた協議がかなり進められてきている。決定に至る経過の中では、県も一緒になって協議をしてきたと思う。県としてきちんと物を言う機会があったので、特に避難解除との関係で、やはり第二原発をどう位置づけるかは非常に重要な点だったと思う。だからこそ、そういうチャンスをしっかり生かし、第二原発の廃炉を求めていかなければ避難解除は受け入れられないぐらいのことを言うべきだったと思う。そのような認識はなかったか。

青木稔委員長

宮本委員に述べる。本日は決算審査であるから…。

宮本しづえ委員

決算だから聞いている。住民との協議と避難解除に向けた取り組みであるから聞いている。

(「それは広過ぎる」と呼ぶ者あり)

宮本しづえ委員

広いも狭いもない。檜葉町でそういう協議が行われて、避難解除が現実に行われたわけである。

青木稔委員長

ただいまの質問であるが、平成27年度の部分に関して説明願う。

企画調整部長

避難指示の解除については、3条件を踏まえて国や県、市町村がしっかり協議をしていくこととなっている。一方で、第二原発の廃炉は県民の強い思いであり、国及び東京電力に対して求めてきたところである。

第二原発の話もあるが、第一原発の廃炉汚染水対策などの収束状況を踏まえ、全体的に生活環境が整ったため避難指示を解除している。当然、第一原発の汚染水対策などはしっかりと東京電力と国にやってもらい、第二原発にもしっかり取り組んでもらうことが必要だと思っているが、一方でやはり、ふるさとに帰還したい住民の思いもある。

今の委員の議論で、それができないことには解除できないということであれば、ふるさとに戻りたいという思い、あるいは避難地域の復興再生をどうしていくかというところで、避難指示解除にならなければ業者が入って住宅の修理ができないといった問題もある。そういう中で、総合的に3条件も踏まえながら判断して避難指示が解除されたと考えている。

基本的には第一原発、第二原発については、全基廃炉の県民の思いを踏まえながら引き続き交渉していくが、避難指示に当たってそこが大前提かというところ、全体として原発がしっかり管理されているかどうか踏まえ、ふるさとの再生に向けていろいろな取り組みをしている中で避難指示の解除がなされていく、また今後そういう判断がなされていくと考えている。

宮本しづえ委員

話を聞いているとやはり弱腰な印象は拭えない。県がそういう条件でしっかり国と東京電力に求めていく確固たる立場に立つならば、国、東京電力はやらざるを得なくなる。この問題にはそれぐらいの覚悟を持って取り組んでいく必要があり、そういう課題だと私は考えているので、今後の避難解除の取り組みに当たっては、ぜひそういう姿勢で臨んでもらいたい。

次に、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給実績が報告されている。支給件数は4万5,694件と報告されているが、この中で平成27年度の追加支給の件数は何件か。建てかえや修理が終わらないと追加支援金は出ないことから、それにより大体の復旧・復興の状況が判断できると思うので、追加支援金の支給状況と割合がどれくらいになるかを聞く。

生活拠点課長

質問の件については、今把握していないため後ほど回答する。

宮本しづえ委員

次に、賠償の関係である。平成27年度は、東京電力から商工業関係の賠償の新たなスキームが出された。去年の7月までの営業損害の賠償について、過去1年分の損害額の2倍相当分を一括して将来分として払うものであると思う。これについては、福島県原子力損害対策協議会の加盟団体からも相当大きな反発が出された経過があった。

我々のところには、情報や苦情、相談がたくさん寄せられている。実態は、2倍相当分はほぼともに払われているとは言えない状況であると認識している。もとの営業が回復できるまでは賠償を継続するのが賠償指針の決まりであるが、東京電力はそのとおりにやっていないと言わざるを得ない。

県は実態をどの程度把握しているのか大変心配である。農業損害の賠償のスキームが同じ内容で示されているため、実態がきちんと把握されていないと農業の問題でまた同じことが繰り返される危険性がある点でも非常に重要な問題だと認識している。

商工業のその後の損害賠償について、原子力損害対策課として把握している状況を聞く。

原子力損害対策課長

商工業の賠償については、委員指摘のとおり事業者からさまざまな不満が寄せられた。そういったことを踏まえ、商工

3団体と一緒に、今どういった意見が出されているかを東京電力に突きつけ、改善を依頼した。

それを受け、3月に東京電力からは、相当因果関係の確認に当たっては簡便に、また、中小事業者の場合は相当因果関係を証明するのがなかなか大変であるため、東京電力の相談窓口の方が直接出向き、状況を確認の上、想定額の確認をしているとの回答を得た。

また、営業損害に限らない賠償に関する問い合わせ窓口を県で設けており、昨年度は860件の相談があった。そのうち、特に営業損害、風評被害に関する相談は168件であった。それについては、例えば弁護士に相談したい、賠償を受けたが2倍についてどうなるのかといった相談があったので、弁護士による相談など適切に対応してきた。

宮本しづえ委員

相談の中で168件は営業損害に関するものであったとのことである。

指針に基づいて請求が始まってもう1年以上たった。東京電力は、例えば2分の1、3分の1ぐらいで切ってしまうと、それでも営業損害が起きているので金が必要なこともあり、のまざるを得なかった事業者もたくさんいる。実際には損害額が既にその賠償額を超えてしまっている事業者が出てきているのは当然である。

今追加の賠償請求を出しても、東京電力はまともな窓口すらつくっていない。待ってほしいなどとまともに対応されていない状況がある。この間の経過をしっかりとつかみ、しっかりと対応して、新たな追加賠償請求があるのは当たり前との立場で、しっかりと東京電力に対応を求めてもらいたい。

別な点で、今本県の最大の焦点の一つとなっているのが、自主避難者の住宅提供の打ち切りである。

去年の12月に県として方針を出した。先ほど住宅提供の避難者への住宅確保に対する予算が約80億円と出ていたが、平成27年度において、借り上げ住宅に住んでいた自主避難者は、県内、県外でどれくらいの戸数で、そこに対する家賃の負担はどれくらいになっているか。

生活拠点課長

自主避難地域の世帯数は大体1万2,600戸と認識している。その中でどの程度を借り上げ料として上げているかは今把握していないため、後ほど回答する。

宮本しづえ委員

打ち切りを決めたのは予算の問題だけではないと思うが、それもあると思うので、これは明らかにしておく必要があると思う。

話を聞いていくと自主避難者は、この5年半あるいは平成27年度で言えば4年間、ここにとどまらずずっと頑張ってきた人たちよりも、むしろ放射能に対する不安が非常に大きい方たちである。だから余計に、きちんとした支援が必要な方々と捉えるべきだと思う。

リスクの社会心理学という本を読んだが、専門家はある程度科学的な知識があるので、そのリスクに対する不安は比較的低く、大丈夫との捉え方である。しかしそうでない人は、リスクに対する不安が高いことが一般的な傾向としてあることが科学者の理論として出されていて、確かにそのとおりだと思った。

一般の県民は、こういうことを初めて体験したため、放射能に対する科学的な知見がない。そういう人たちこそ不安が大きいので、ここでとどまっている人はこれぐらいで大丈夫だと思っても、避難している人はそうではない。その不安を、それはそれとして受けとめるしかなく、その上でどのような支援が必要かを考えるしかない。これが原発事故の現実であるとの認識に立って、避難者に対する支援をするしかない。事故を起こした原因者ははっきりしているので、その金はしっかり国や東京電力に求めていくしかない。そういう視点に立たなければ、県としての行政の役割は果たせないと思う。だから、そういう避難者に対する理解をしっかりと受けとめ、認識を深めてもらって支援を継続すべきだと、決算審査であ

るが述べておく。要望である。

川田昌成委員

採択された補助金の中身はこれを見るとわかるが、平成27年度中に企画調整部全体として補助金の申請はどのくらいあって、最終的にはどれくらいの件数になったのか。後でもよいのでお示し願う。

先ほど部長説明の最後にあった補助金の不正受給について、もう少し詳しく願う。

文化振興課長

ふるさと・きずな維持・再生支援事業の平成27年度分において、福島市内のNPOほうらいが事業主体として実施した事業であり、不正の概要としては、事業主体から実績報告の際に提出を求めている領収書等の支出に係る証拠書類について、偽って提出され、補助対象経費を水増しして補助金が過大に請求された。

県が領収書の発行元を訪問し、聞き取り調査などをした結果、領収書の一部が架空であったり水増ししていたことが確認された。また、事業主体でも認めため、先ほど述べたとおり、既に交付した350万9,000円のうち74万5,000円について補助金の返還命令を行った。

川田昌成委員

そういう事件があったのは、平成27年度は1件だけか。

文化振興課長

ふるさと・きずな維持・再生支援事業では、この1件が不正受給である。

川田昌成委員

今福島県が再生に向けて頑張っている大変な環境の中で、そのような不正があつて新聞やテレビにあれだけ出ると、1件でも、県民感情としては一体何をやっているのだと大きな不安が募る状態になっている。一つのことだけでも、皆、県の助成はいいかげんなことをしているとの認識を持ち、非常に不安感や不信感を抱く。今これだけの大事業をやつて、福島県の再生のために県を挙げて頑張っているときに、一つでもそういう汚点があると、いかななものかとなってしまう。

そうすると逆に、これだけの補助金を出しているのに、どのような条件で審査をして、どういう成果を上げて、結果的にどのように決定しているかのプロセスが大きな問題になってくる。その辺、平成27年度はどのように対応したのか説明願う。

一つは、確かにいろいろな策を講じており、わかりやすく言うと、仏をつくるのは上手だが、魂を入れてやっているかがいつも問題視されている。

これだけのことが毎日起こっている中で、やはり裏づけとして、県としてはこのような姿勢で取り組んでいるというきちんとした厳しさがないと、ただ県に資料を出すといくらでも補助金をもらえるといいかげんなものであってはいけない。自分のことを言うのもなんだが、我々が政治活動をしていても、ソフトクリームを食べて新聞に出る時代である。それだけ、公金の場合には厳しく執行するなり、正しい適正な方向づけが必要である。今回もおおむね適正と、おおむねなどという言葉を使うことがどうかとの問題もあるが、そうではなく、さすが県政だ、さすが役所だ、県庁だといったきちんとした厳しさがそこにあつてしかるべきではないかと思うので、老婆心ながら述べる。部長の意見があれば聞く。

企画調整部長

復興関連事業ということで、特に地域づくり創生支援事業、サポート事業の部分について重点的に採択している。

NPOほうらいの件については、先ほどのふるさと・きずな維持・再生支援事業のほかにも、サポート事業を受託して同じような事案が発生した。

復興の過程で、やはり行政だけではやり切れない部分があり、震災直後、多様な主体が重要だということで、そういう力をかりながら復興を進めている。

国においても、ふるさと・きずな維持・再生支援事業や避難者の支援など、今までは支援するほうが中心であったが、今年度から住民、避難者、被災者、それから被災者を支援する団体が組んで、被災者みずからも立ち上がって行う事業を避難地域復興局で組んでいる。そういう意味で、雇用の基金も含め、復興の役割、果たしていく役割が非常に大きいと思っている。

そういう過程で、復興を進めていくために、迅速に補助金を交付することも念頭に置きながら、できるだけ申請者の負担にならないようにやってきた。そういう意味で、使い勝手のよい補助金をしっかりつくっていくことも大切だと思っているが、委員指摘のとおり、一旦このようなことが起こると全く信頼を欠き、一生懸命にやっている団体についても同じではないかと逆効果になることがある。

我々としては、審査の過程でしっかり見ること、実際の活動を肌で感じ、このぐらゐの事業をやるのにどのぐらゐの費用がかかるかを、出先機関も含めて我々職員が実際に見て、これは少しばかり過ぎではないかなどといったところをしっかりと肌感覚で見ながらチェックをすることが必要である。今回の事案を踏まえ、実際にサポート事業のイベント等があれば現場に行くなど、書類審査だけではなく実態に入り込んでやっていくことを考えている。

いずれにしても、不適正な書類を出されたときにどこまで見抜けるかの問題もあるが、全体としてその事業が適正かは、普段の付き合いや事業の経過を確認することが大切だと思っており、また、事業を展開する中で、復興をしっかりやっていくこと、その事業に県職員として場合によってはかかわっていくことも必要だと思っているので、そういうところで平成27年度の事業だけではなく、さらに26、25年度と再点検している。

また、28年度についても採択したものやこれから追加で採択するものもあるので、しっかり事業を見て、肌感覚でよいかどうか、しっかりやっているかが、そういう中で見抜けると思っているので、書類だけではなく一緒になって復興をやっていくところで、中身の確認を今後ともしっかりやって、今後はさらにしっかりやっていきたい。

川田昌成委員

今、部長から丁寧な説明があったが、受ける側も出す側も、せつかくの貴重な財源、補助金をもらってこれだけの事業をやってよかったという成果を上げている中で水を差すわけで、一つでもそのように何だとなれば、やはり不信感が募るだけではないか。

いずれにしても国、県、市町村と、ある意味県民の一つの疎通がなければ、何の事業でもなかなか難しいため、貴重な財源を県からもらってよかった、これだけの仕事ができで地域が潤った、あるいはこの事業でこれだけの成果を上げたというものでなければ、補助金の意味も金の価値もなくなってくるのではないか。

そういう意味で、話があったように、できるだけ県民との疎通や企業との疎通なり民間との交流なりを深めた中でやっていくことが大切である。大事業をやっているのにこれだけ職員の数が少ない中で、皆さんが本当に苦勞していることは肌でわかっている。しかしながら、だからといってこのようなことがあってよいとはならない。

ところで、その74万5,000円は返還されたのか。

文化振興課長

まだ納付されていないため、あす、督促状を発付する予定である。

川田昌成委員

話し合いとしては、どうなっているのか。

文化振興課長

サポート事業と合わせると、全体の金額が500万円を超え、金額的に大きいことから、現在、資金を集めていると聞いている。

川田昌成委員

全体では500万円以上を返還しなければならないのか。その中の一部が74万円ちょっとということか。

地域振興課長

補助金の返還を命令したのは、県北地方振興局の地域創生総合支援事業のサポート事業の平成25～27年度分で468万8,000円、文化振興課のふるさと・きずな維持・再生支援事業で74万5,000円であり、補助金返還額の総額は543万3,000円となっている。

9月15日に返還命令を発付したが、金額が大きいため10月7日の期限までには納付されなかったもので、督促状により各自返還を求めている。

佐藤雅裕委員

調査資料の7ページ、一番下の不用額の説明があったが、余りにも不用額が予算に対して大きいため、もう少し詳しく説明願う

。

避難者支援課長

調査資料の7ページの不用額については、表記上は2億8,000万円台であるが、そのうち2億7,600万円ほどはふるさと住宅移転支援事業、引っ越し補助の不用残である。こちらについては、平成27年度の補正から28年度にかけて事業を実施している。

27年度分については、我々の見込みとして、全国に避難している世帯を含めて1万4,600世帯を対象と想定し、5,240世帯を計上した。最終的な実績としては1,590世帯からの申請があり、約1億円を支出した。

この差は、当初、市町村事業等で既に引っ越し補助事業等を行っている方も想定されたため、ある程度外してはおいたものの、実際に補助を始めたところそちらに該当する方がかなりおり、こちらの申請が少なかったことが一つである。

それから、冒頭に述べたように、27、28年度の2カ年で引っ越しを選択してもらいたいということであったため、今年度にずれ込んでいる方もおり、実績として予算を下回った。

佐藤雅裕委員

今の説明で1点確認する。市町村の補助を使ったとのことで、当初5,240世帯を想定していたが、戻ってきた方は1,590世帯プラスその市町村の補助を利用して戻ってきた方ということでよいか。

避難者支援課長

総体として戻った方の数は把握できないが、委員指摘のとおり、我々の補助金と市町村事業等を使った方は確実に戻っていると思う。

佐藤雅裕委員

調査資料18ページの最下段、これは住宅用の太陽光だったと思うが、これも少し差が大きい。計算すればわかると思うが、当初見込みに対してどの程度の申請になったかを説明願う。

エネルギー課長

こちらは住宅用太陽光に関する設置の補助であり、平成26年度末に措置された国の補正予算を財源として、県で行っている住宅用太陽光施設の補助にさらに上乗せ補助を行ったものである。

国の補助を受けて補助の加算措置をしたため、増加を見込んで年間5,500件の申請を見込んでいたところ、実際には3,000件程度の申請しかなかったため、残った分が不用となったものである。

佐藤雅裕委員

ここは非常に大切であると思う。まず成果報告書では、太陽光導入がこれだけ進んだとなっているが、太陽光を導入していく上では、平地を利用するほかに農業用、住宅用などになると思う。福島県の目標を進めていく上で、住宅の上に乗せていく住宅用の太陽光は、一つ必要な姿であると思っている。

確かに今、FIT（固定価格買取制度）価格が平成27年度も下がっていたと思う。下がっていく傾向の中で、上乗せ加算があったにもかかわらず申請が少なかった理由をしっかりと分析し、福島県の目指す2040年に向けてどのように住宅用を進めていくかをやっていかないと、同じようなことの繰り返しになってしまう。もちろんほかにもいろいろなエネルギー源はあるので、太陽光に限った話ではないが、そういったことをしっかりとやっていくべきだと思う。そういった分析について聞く

。

エネルギー課長

住宅用太陽光設備の設置補助状況では、委員の指摘にもあったFIT価格の低下を受け、年々若干減少してきている傾向である。

平成27年度については国の補助を活用し増額の加算措置をしたが、単年度であったため、28年度はその増加分の加算措置分を県独自で行うこととした。補助を手厚くしていることやこういった補助があることが県民に広く周知されるよう、テレビやラジオ、新聞、情報誌など県の広報を積極的に進めていきたい。

青木稔委員長

先ほど川田委員から質問のあった補助金の申請件数と査定になった件数について、後ほどでもよいが、資料があれば答弁願う

。

企画調整課長

補助金の件数についてであるが、補助金は各事業、各課でそれぞれでやっているため、改めて調べなければならない。

川田昌成委員

企画調整部関係のものでよいのだから、そのくらい調べられるだろう。

企画調整課長

それは改めて調べたい。

川田昌成委員

基本的なことがなっていないからこのようなことになるのではないか。

企画調整課長

申しわけない。

青木稔委員長

それでは、資料を提出願う。